

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ②DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

国のDMO登録制度に関するガイドラインにおいても、条例による特定財源(宿泊税、入湯税等の地方税、負担金)など、DMOの安定的な財源の必要性について言及されているものの、特に活動エリアが県域をまたがる場合には、複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため、

○ 国際観光旅客税について、観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

○ 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと

- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- ・ DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
②DMOによる観光地経営の推進

現 状

○ 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO^(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1：日本版DMO：150法人、日本版DMO候補法人：117法人が登録を受けている。(2020年1月14日現在)

○ (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延べ宿泊者数が増加

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延宿泊客数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊客数(人)		伸び率(%)
		2015年	2019年(速報値)	
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	4,289,480	164.8%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	255,340	174.4%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	101,434,710	154.6%

(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

○ 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、観光庁では2020年度は約511億円の予算を計上している。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、DMOの人材育成等に対する支援及び各地方運輸局がDMOと連携しながら実施する滞在型コンテンツの造成の取組に充当(2020年度予算7.4億円)されている。

○ 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが^(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

2 地方創生の推進

(3)地方の産業競争力の強化

②DMOによる観光地経営の推進

関係法令の施行

- 國際觀光旅客稅法が成立し、2019年1月7日から國際觀光旅客稅の徵収^(※4)を開始

※4:日本から出国する旅客(國際觀光旅客等)から徵収(出国1回につき1,000円)。2020年度は約511億円を予算計上。

◆ 國際觀光旅客稅法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に國際觀光旅客稅の稅収を充当。

①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

③地域固有の文化、自然等を活用した觀光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徵収。

②受益者から徵収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。

③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※5)の分担金を徵収し、觀光地経営を実施。

※5:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、觀光地経営を行っている。

BID:Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID:Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを始めとする事業者(TID団体)が觀光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徵収する制度

2 地方創生の推進

(3)地方の産業競争力の強化

②DMOによる觀光地経営の推進

課題

● 國際觀光旅客稅の使途についての課題

①國際觀光旅客稅の大半は、2020年度においても前年度と同様に國主導の取組(出入国・通関等の環境整備、JNTOによる情報発信、国立公園の環境整備等)に充当されており、觀光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。

②その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、觀光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。

②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。

特に、国の財源措置は時限的^(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6:2021年以降未定)

③構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

①市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。

②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3)地方の産業競争力の強化 ③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

国への提案事項

暖冬により観光産業が被っている影響に対して、支援策を講ずること

1 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

- 昨冬に続く今冬の暖冬や新型コロナウィルス感染症により、県内のスキー場及び観光関連事業者が大きな影響を受けている中、経営環境のさらなる圧迫を防ぐため、令和3年3月31日に終了予定の、索道事業を営むスキー場がゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油の引取に係る「課税免除の特例措置」を延長すること

【軽油引取税の課税免除の特例措置】

軽油の引取り(購入)に対して、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が課税されるが、法令に規定された「特定の用途(免税の用途)」に使用する場合は、免除される。

2 スキー場等による地域の自主的な取組への支援策の構築

- 中長期的には、暖冬等の気象要因に関わらず、また、年間を通じた観光誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、その採択等にあたっては、降雪状況を踏まえ、雪不足地域の優先採択、補助率の嵩上げなど、雪不足地域に配慮すること

【提案先省庁：総務省、国土交通省、観光庁】

2 地方創生の推進

(3)地方の産業競争力の強化
③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

現状／広島県の取組

- 昨年に続き、今冬の雪不足さらには新型コロナウィルス感染症により、県内のスキー場は大きな影響を受けているほか、今後のスキー場離れも予想される。

- スキー場を始め、観光産業の経営主体の多くは、中小企業であり、被っている影響は大きく、ひいては地域経済への影響も大きい。

【影響例】令和2年3月、西日本最大級のスキー場の運営会社(広島市)が事業を停止

- 国において、国際競争力の高いスノーリゾートを育成するための補助事業の実施を予定しているが、本県のような雪不足に悩む小規模なスキー場の支援を目的とするものではない。

【本県における対応状況】

売上高の減少により経営の安定に支障が生じる中小企業者等に対し、県費預託融資制度による緊急金融支援の実施(R2年2月末現在の利用実績 4件)

課題

- 索道事業を営むスキー場において、ゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油に係る軽油引取税が免税となっているが、特例措置が廃止された場合、その影響は非常に大きく、その延長が必要。

- より長期的な視点では、グリーンシーズンに楽しめるコンテンツの開発や環境整備などにより、年間を通じて、また暖冬など気象要因に関わらず、誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援が必要。

＜広島県内豪雪地域ごとの降雪の合計＞（単位:cm）

年度	H27	H28	H29	H30	R元
八幡	475	493	675	280	113
高野	450	589	609	200	58

＜広島県内のスキー場数・営業日数総計の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R元
スキー場数	14	14	13	12	11
営業日数計	847	899	878	540	420

※R11は、暖冬によりオープンできたのは8スキー場のみ。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 (4) 農業の競争力強化

国への提案事項

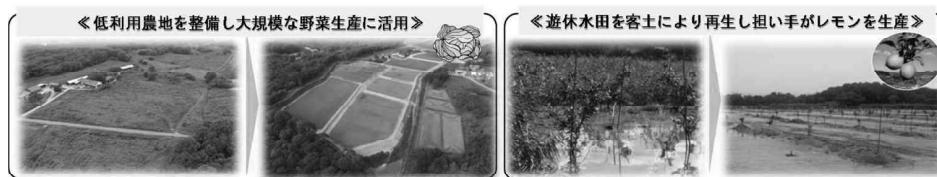
意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとつて魅力のある農業が実現に向けた施策を講じること。

1 経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる、まとまりのある優良農地の集積が促進されるよう、**農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保**すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ切れ目なく進められるよう**予算の確保**に努めること。

2 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畠地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、**農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定**し、事業効果を適正に評価することにより、**必要な予算を継続的に確保**すること。



【提案先省庁：財務省、農林水産省】

現状/広島県の取組

- 重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指している。

【取組の例】

- キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として**大規模農業団地の整備と水田の畠地化**に取り組んでいる。



- レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、**機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備**を進め、生産拡大を図っている。



2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
(4) 農業の競争力強化

課題

- 大規模農業団地の整備や水田の畠地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

	農業產出額	左記のうち野菜・果樹
H25	1,125億円	342億円
H30	1,187億円	399億円
増減	+62億円	+57億円

- その一方で、販売額目標の達成に向けては、
 - ・排水対策が不十分であるため単収が低位にある
 - ・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくいなどの課題があることから、**生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要**である。



【水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水、明渠）】



【樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上】

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 農業の競争力強化

広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

	令和5年度
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。
- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。
- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

H25 H30 R2(計画)
(目標) 11,200ha > 18,600ha > 22,000ha
(実績) 10,586ha > 13,097ha
(H30目標との乖離▲5,503ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
目標 (ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	7,400
実績 (ha)	380	1,187	978	940	735	405	4,625
うち園芸品目 (ha)	1	30	39	53	75	52	250
割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	5.4%

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(H30農業経営統計調査)
水田30千円に対し、野菜 183千円 (6.1倍)
果樹 193千円 (6.4倍)
花き 271千円 (9.1倍)

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 農業の競争力強化

農地の生産性向上の評価の考え方

- 令和元年度の農地中間管理事業の実績

目標 1,400ha

実績 405.5ha(内野菜45.4ha, 果樹6.2ha)

達成率 29%

- 農業生産性の向上を加味した実績評価

水田に対し、野菜6.1倍、果樹6.4、花き9.1倍の生産性

実績 野菜45.4ha ⇒ 水田276.9haに相当

果樹6.2ha ⇒ 水田39.7haに相当

合計 670.5ha ⇒ 達成率が47.9%に向上

- 園芸品目の借受希望(R2年3月末現在)

野菜161.2ha ⇒ 水田983.3haに相当

果樹 23.8ha ⇒ 水田152.3haに相当

花き 3.5ha ⇒ 水田31.9haに相当

計 188.5ha ⇒ 水田1,168haに相当

集積目標1,400haに対し、

13% ⇒ 83%に向上



《高齢化が進む中山間地域の水田地帯》



《収益性の高い園芸品目で担い手を確保》

3 東京一極集中のは是正

(1) 企業等の地方移転の促進

東京一極集中のは是正

1 危機管理上のリスク

- 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、東京一極集中の脆さが浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。
 - また、公表されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震などのM7クラス以上の地震の発生確率は30年以内に70～80%になっている。

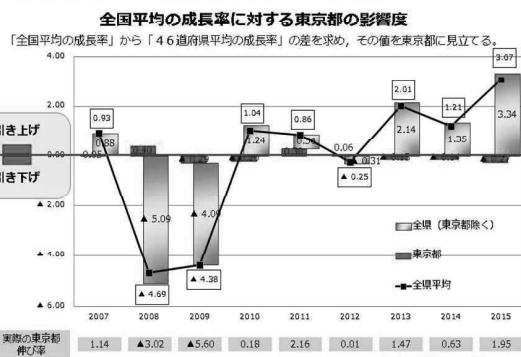
■ 想定される主な大規模地震の概要



2 成長の阻害

- 国際競争力を維持するためには、東京に機能を集中させが必要という意見もあるが、現実には日本の成長率に対する東京の影響度はマイナスとなっている。
 - 人口減少や少子高齢化が進展する中、日本が将来にわたって国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、多様な人材が活躍し、各地でイノベーションが起こり、付加価値と雇用を生み出していく國土を創出していく必要がある。

■ 東京都と46道府県の成長率（短期）



3 東京一極集中のは是正

(1) 企業等の地方移転の促進

東京一極集中のは是正

【現状/課題①】 大規模災害のリスク

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設の過度な集積に伴う経済活動の一極集中は、他の地域を含めた国全体の経済活動にも大きな影響を及ぼすことに繋がる。
 - ⇒ 味の素NTCの施設利用停止によるオリンピック・パラリンピック強化選手への影響
 - ⇒ 慶應義塾大学や早稲田大学等のキャンパスの閉鎖により、全国約290万人の大学生の内、約75万人に影響

【現状/課題②】成長力の限界

- ・ 東京都市圏のGDPは『世界1位』(2014)だが、1人当たりGDPでは119位であり、モスクワ(99位)よりも低い。
 - ・ また、国内におけるGDPの成長率においても、引き下げる要因となっている

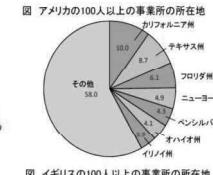
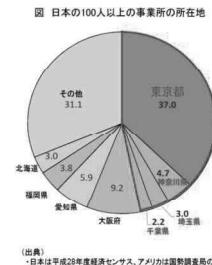
【現状/課題③】外部不経済の拡大

- 【児童/ 課題⑤】外部不経済の拡大

 - ・過度な集中により、一日当たりの通勤時間の増大や狭小な持ち家延べ床面積、保育所待機児童数の増加など、外部不経済を発生させている。

■ 世界から見た東京一極集中

世界と比較しても、企業拠点の東京圏への集中は突出している。



■ 外部不経済を招く過度な集中

都道府県	時間帯	新道	旧道
東京都	0時 - 5時	0.57	1.01
千葉県	0時 - 5時	0.58	1.01
香川県	0時 - 5時	0.58	1.01
石川県	0時 - 5時	0.58	1.01
島根県	0時 - 5時	0.58	1.01
鹿児島県	0時 - 5時	0.58	1.01
福井県	0.5時 - 衛木	0.58	1.01
山形県	0.5時 - 末吉	0.58	1.01
山形県	0.5時 - 三堀	1.01	1.11
佐賀県	1.0時 - 久原	1.01	1.11
北九州市	1.0時 - 広島	1.01	1.11
岩手県	1.0時 - 道立	1.01	1.11
香川県	1.0時 - 仁多	1.01	1.11
長野県	1.0時 - 大糸	1.01	1.11
山梨県	1.0時 - 豊富	1.01	1.11
山梨県	1.0時 - 丹波	1.01	1.11
石川県	1.0時 - 京都	1.21	1.11
山梨県	1.0時 - 兵庫	1.21	1.11
長野県	1.0時 - 大糸	1.21	1.11
長野県	1.0時 - 余呂	1.21	1.11
山梨県	1.0時 - 箱根	1.21	1.11
高知県	1.0時 - 佐伯	1.31	1.11
熊本県	1.0時 - 千葉	1.31	1.11
徳島県	1.0時 - 利神	1.41	1.11
沖縄県	1.0時 - 平和	1.41	1.11

一住宅当たり延べ面積(持家)			
都道府県	面積	都道府県	面積
東京都	177.03	滋賀県	81.66
神奈川	172.29	愛知県	121.13
山形	168.01	山口県	129.40
石川	162.51	熊本県	129.26
秋田	162.04	大分県	128.78
新潟	161.50	愛媛県	127.84
長野	156.42	福井県	127.60
島根	154.00	三重県	126.35
岩手	154.00	広島県	125.18
鹿児	154.37	岡山県	123.66
青森	150.10	北埼玉県	121.53
岐阜	146.23	東北	120.11
滋賀	147.43	福島県	119.60
群馬	146.00	宮城県	118.56
佐渡	144.97	岩手県	118.28
岡山	140.01	京都府	114.30
山梨	138.86	奈良県	110.29
香川	136.31	鹿児島県	109.54
徳島	136.05	高知県	106.86
和歌	135.00	沖縄県	105.40
栃木	134.24	大分県	103.80
宮崎	133.95	宮崎県	98.60
群馬	133.00	東京	98.00
奈良	132.03	合計	122.32

都道府県	児童数 (人)	都道府県 児童数 (人)
新潟県	0 山口	100
新潟県	0 西島	102
富山県	0 長島	114
石川県	0 岩瀬	119
福井県	0 宗奈	124
山梨県	0 木下	131
山梨県	0 石手	132
長野県	0 佐久	165
高知県	0 京部	227
群馬県	2 砥町	248
岐阜県	2 熊本	275
香川県	3 道延	359
滋賀県	6 滋賀	510
滋賀県	6 朝日	527
愛媛県	9 宝城	536
岡山県	15 大蔵	588
佐賀県	34 刑部川	142
北海道	38 丘岸	943
北海道	41 鶴見	1,149
大分県	45 佐伯	1,200
山形県	67 手取	1,258
佐賀県	93 伊弉	2,047
東京都	94 東京	8,478
東京都	東京 合計	21,080

3 東京一極集中の是正

(1)企業等の地方移転の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府、経済産業省、厚生労働省】

3 東京一極集中の是正

(1)企業等の地方移転の促進

現 状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
 - ・ 東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めていた。
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行なながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

地方への企業の本社機能移転等の加速に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正

(2)新たな過疎対策法の制定

国への提案事項

1 新たな法の制定

- 現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、新たな法を制定すること。
- 過疎地域ならではの魅力や特性が将来に引き継がれることで、地域の人々が誇りを持ちながら暮らし続けることのできる、持続可能な地域を理念として掲げること。

2 指定対象地域

- 現行法で指定されている過疎地域（全域過疎地域及び一部過疎地域）について、引き続き指定対象とすること。

3 過疎対策事業への支援

- 過疎対策事業が円滑に実施できるよう、各種支援制度の充実を図るとともに、今後の増加が見込まれる過疎対策事業債（ソフト事業分）の拡充など市町が必要とする財源を確実に措置すること。
- デジタル技術を活用し、スマート農業や鳥獣害対策などの地域課題の解決に取り組むことができるよう、過疎地域における5G等の基盤整備を促進すること。

広島県の過疎地域



【提案先省庁：総務省】

現状／広島県の取組

- 本県の過疎地域（全域過疎及び一部過疎）の人口は、全体の人口と比べても早いスピードで減少しており、また、集落は、全国と比べても高齢者割合が高く、小規模な集落が多い。
- こうした中、過疎地域の持つ特性や豊かさを強みとして、次の世代に引き継いでいくため、「人づくり」に重点をおいてリーダーの育成などに取り組んでいる。

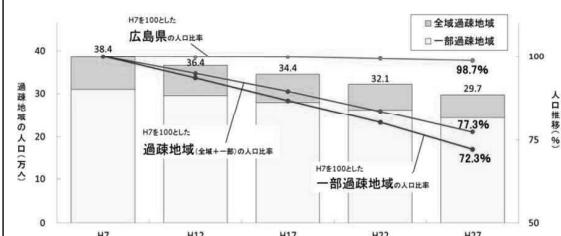
課題

- 過疎地域の魅力を強みとして、地域に暮らす人々が将来に向けた展望を描いていくためには、一部過疎地域を含む全ての過疎地域が多様なライフスタイルを実現できる可能性を秘めた地域として内外の人々から選択されるよう、総合的な対策を講じていくことが必要である。
- 特に「Society 5.0」の実現は、過疎地域こそスマート農業や鳥獣害対策などにおいて大きな効果がもたらされ、新たな価値を生み出すことにもつながっていくことから、これを導入するための基盤を整え、人口減少下においても、地域の暮らしを支えていくための社会実装に取り組んでいく必要がある。

3 東京一極集中の是正

(2)新たな過疎対策法の制定

広島県における過疎地域の人口推移及び人口比率



出典：総務省「国勢調査」

過疎地域における集落の状況

区分	集落の数	高齢者割合 50%以上集落	10世帯未満の 小規模集落
全国	65,440	14,487 (22.1%)	6,711 (10.3%)
中国圏	12,794	3,860 (30.2%)	2,074 (16.2%)
うち 広島県	3,120	1,086 (34.8%)	680 (21.8%)

※ H27.4.1時点での過疎指定を受けている地域の集落を対象としている。
出典：国勢調査「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査（平成27年度）」

3 東京一極集中の是正 (3) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 地方は、創意工夫しながら自らの発想で独自の施策を講じ、国は、目まぐるしく変化する国際情勢や経済環境に集中的に対応できるよう、地方に権限や財源を移譲すること。

○ 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応

- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・ 義務付け・枠付けの廃止等見直しを進め、閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。また、計画の策定など、国が地方に実質的に義務付ける事務については、確実に財政措置を行うこと。
- ・ 提案募集方式について、税財源に関することや、国が直接執行する事業の運用改善も提案対象に含めるなど、制度を充実すること。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中の是正 (3) 地方分権改革の一層の推進

現状／課題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 地方が自らの判断で施策を実施することで、地方に活力が生まれ、日本全体に活力が生まれる。このため、現行の都道府県制の下においても、自治立法権、特に今後は条例制定権の拡大や、課税自主権を含めた地方の権限・財源を拡大・強化する必要がある。

● 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応

- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは、依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われている。
- ・ 提案募集の対象は、権限移譲又は義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和に限定されており、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であり、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できることにする。

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

【効果】

- ① 全国的な人口の移動理由を把握できる
- ② 首都圏への人口集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる

【提案先省庁：内閣府、総務省】

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

背景／現状

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、「現状」を把握できる調査とは言えない。

[調査対象世帯数(2016年)：全国6万、広島県1.6千]

課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方であり、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。
- この課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国統一的な調査の実施によって、東京圏への一極集中や地方創生の課題解決において、焦点とすべき課題がより明確となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

国への提案事項

1 災害拠点病院のライフライン設備整備に対する財政措置

○ 国の「防災・減災・国土強靭化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう、現状の補助基準額を引き上げるとともに、補助率3分の1を嵩上げすること。

○ 特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、設置スペースを敷地内で確保できない場合、新たな土地の取得や賃借に係る費用など追加的な負担が発生するため、これらに対する特段の財政措置を講じること。

2 公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の交付税措置の期間の延長

○ 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について、令和3年度以降も期間の延長を図ること。

○ 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が、統合により1以上減となること。」及び「経営主体も統合されていること。」の要件を緩和すること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

国への提案事項

3 医師の地域・診療科偏在解消に向けた新たな制度設計

○ 勤務地・診療科選択の自由など、医師が都市部に集中する構造的な課題を抱えた現行制度を前提とした対策では、地域的な偏在や診療科における偏在は解消されないため、中山間地域など医師が少ない地域での勤務の義務付けやインセンティブが働くような制度設計を行うこと。

○ 新専門医制度においては、診療領域ごとの専攻医の募集定員の設定など、産科・小児科といった医師不足が深刻な診療科においても、地域において、一定数の医師が安定的に確保できる仕組みを創設すること。

○ 医学部を有する大学が自発的に偏在解消に取り組むよう、大学の運営に関するインセンティブあるいはペナルティ制度を導入すること。

【提案先省庁：総務省、文部科学省、厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

施策の背景／国の対応状況

○ 平成30年の7月豪雨災害や北海道胆振東部地震など、水、電気、交通、医療、通信など、住民の生活・生命を守る重要なインフラに支障を来たす事態となった。

○ 国は、これらのインフラが、災害時に十分機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施(平成30年9月)。

医療分野においては、長期の停電や断水に備えて、災害拠点病院の自家発電設備及び給水設備の整備状況が確認された。

災害拠点病院	3日程度の診療維持に設備の増設が必要な病院	
	燃料タンクの増設	受水槽の増設等
全国(H30.10現在)	736	114
広島県(R元.10現在)	19	4
		11(10)

※()は優先給水協定の締結がない病院

○ 国はこの結果を受け、災害拠点病院の指定要件に、新たに次の規定を追加した。(経過措置:令和3年3月迄)

自家発電機	・都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと
給水設備	・受水槽(3日分)の整備＜努力義務＞ ・災害時優先給水協定の締結

課題

● 本県の災害拠点病院の非常用自家発電設備については、全ての施設で3日分以上の燃料備蓄又は燃料販売事業者との優先協定により指定要件を満たしていたが、都市ガスを燃料としていた1施設は、この度の改正により他の電力系統等の新たな設備投資が必要となった。

● また、給水設備についても、3日分以上の容量の受水槽や地下水利用がない病院は11施設であり、うち10施設は、災害時優先給水協定も未締結である。



● これらの病院では、平成30年7月豪雨災害やその後の災害の発生状況から、水、電気確保の重要性を十分に認識しているものの、現行の国庫補助制度は補助基準額の1/3が補助金の上限となり、病院負担が大きいため、整備が進まず、十分な支援制度となっていない。

令和元年度補助基準額等

・燃料タンク	基準額 29,883千円 (補助率1/3) 補助上限額 9,961千円
・受水槽等	基準額 64,800千円 (補助率1/3) 補助上限額 21,600千円

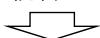
現行制度

[病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件]

○ 令和2年度までに行われるものであること。

①複数病院の統合の場合

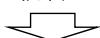
- ・関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- ・経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

②相互の医療機能の再編の場合

- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- ・経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象

元利償還金の40%を交付税措置(通常は25%)

課題

● 公立・公的医療機関は、2025年の地域医療構想の実現に向け、民間医療機関では担うことができない医療機能に重点化するよう見直しを行い、ダウンサイ징や機能分化・連携を含む再編統合も視野に入れて議論を進めるよう求められている。

● 公立病院の再編統合には関係団体や地域住民との調整に時間を要するとともに、施設整備等に多額の財政負担が生じることから、交付税措置は再編統合計画の進捗に多大な影響をもたらす。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

現状／広島県の取組

○ 本県の地域偏在の概況

平成30年	医療施設従事医師数	人口10万対(単位:人)
広島県	7,286 (+62)	258.6 (+4.0)
過疎市町	452 (-5)	195.1 (+4.6)
その他市町	6,834 (+67)	264.0 (+3.6)

※厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」から広島県作成
※()は、平成28年からの増減



○ 本県の産科・小児科医師数は不足感が強く、特に病院勤務医については、低位に位置している。

(H30年 医師・歯科医師・薬剤師統計結果)

区分	産科・産婦人科			小児科		
	医師数	人口10万人対	全国順位	医師数	人口10万人対	全国順位
病院	7,151	28.1	—	10,614	68.9	—
広島県	129	23.5	45	209	57.4	37

- 令和2年度には、広大ふるさと枠など地域枠医師52名が県内で勤務（うち過疎地域勤務は22名、産科医は5名、小児科医師は2名）
- 令和2年4月より、地域枠医師の知事指定診療科として産婦人科を指定し、産婦人科への誘導を開始

課題

- 医療法等の一部を改正する法律の施行により、都道府県は医師確保計画を策定し、実効的な医師偏在対策に取り組んでいるところである。

しかし、現在の医療制度は、診療報酬など医療費は一定の統制が行われている一方で、勤務地・診療科の選択は自由であり、結果として、収益が見込みやすい、あるいは、様々な症例を経験できる都市部に医師が集中するなどの構造的な課題を抱えており、現行制度の抜本的な見直しを図らなければ、偏在の根本的な解消は望めない。

- また、都道府県知事は、医師確保に関する必要な協力を大学に要請し、大学は要請に対して協力することとされているが、当該制度が実効性を伴うものとなるよう、大学の協力を誘導する仕組みを新たに設ける必要がある。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組



- ・がん検診受診率向上キャンペーンの実施



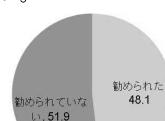
- ・受診勧奨の支援
(全23市町で受診勧奨を実施。
全23市町で協会けんぽ被扶養者に
受診勧奨を実施する体制を整備)

現 状

- ・がん検診受診率の低迷
(H25国民生活基礎調査での受診率)

- ・受診勧奨が行き届いていない

胃	肺	大腸	子宮	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%



全て50%未満

がん検診を勧められていない
人の割合(広島県調査)

課 題

- がん検診については、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。

- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

目 標

5つのがん検診の
受診率が50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3)鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 鉄道は、路線バスやデマンド交通等との結節点として、地域の生活や経済を支えるとともに、国民の移動を支える広域交通ネットワークを形成していることから、国としても広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を促進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3)鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害を通して、鉄道が、県内の交通ネットワークにおける「広域幹線」として、地域の生活や経済活動を支えていることが県民に再確認された。

○ JR芸備線・福塩線の利用状況

豪雨災害により、長期間不通となった芸備線の利用者の落ち込みが大きい。

【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業
上記のような現状を踏まえ、本県では、令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る新規事業を創設し、芸備線及び福塩線沿線の市町や協議会等と連携して取り組むこととしている。

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況]

(芸備線)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
広島～備中神代(人/日)	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341

(福塩線)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
福山～塙町(人/日)	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181

課題

- 長期間の運休を余儀なくされた路線においては、利用者数が発災前まで回復しない恐れがあり、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。

このため、鉄道をはじめ交通ネットワークに関心の高い現状をチャンスとして捉え、官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。

- 鉄道事業法の現行制度上では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届ければよいとされている。

⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じることが必要である。

(鉄道事業法第28条の2)

[参考：広島県で廃止となった鉄道]

✓ JR可部線(可部～三段峡)[H15]

✓ JR三江線(三次～江津(島根県))[H30]

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 相続時の不動産所有者情報の確実な更新（不動産登記法の改正）

- 相続時の不動産登記を義務付けること。
- 不動産登記情報と住民基本台帳・戸籍情報・空家データベース等を情報連携すること。

2 特定空家等^(※)の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、市町を管理人選任の申し立てが可能な利害関係人として位置付けること。
- 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。
- 代執行手続きを簡素化・合理化すること。
- 固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲を拡大し、空家法に基づく勧告がされていない空家等も対象にできるようにすること。

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

3 財政措置の拡充

- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
- 補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。

事業主体	地方公共団体
負担割合 〔除却等に要する費用は □ が 補助対象 限度額〕	国費 4/10
	地方公共団体 4/10
	地方公共団体 2/10

【提案先省庁：法務省、国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推計値	R5（2023）までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10（2028）までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-----	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課題

1 空き家所有者を把握するためには、不動産登記情報の確実な更新が必要

- 現行の不動産登記法では、相続が生じた際の登記が義務化されていないことや、住宅の所有者が死亡等した際に住民台帳・戸籍情報等と登記情報とを連携することができないことにより、登記の所有者情報が更新されず、空き家の所有者調査に多大な労力が必要となっており、行政が老朽危険空き家を解消していく際の隘路となっている。

2 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。
- 多数の相続人がいる場合の所有者探索や、相続人がいないことが明らかな場合の助言・指導・勧告などの手続き等により、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 現行の法制度による税制上の措置では、勧告された特定空家等に対しては、固定資産税等の住宅用地特例が除外されている。この除外対象を拡大することで、特定空家等になることを未然に防ぐよう、所有者に働きかけることが可能となる。

3 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。
- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、残りの2/10は市町が負担せざるを得ない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

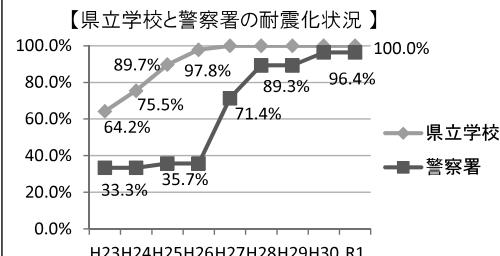
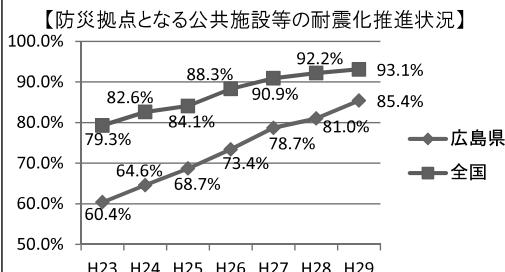
4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和3年度も災害対策拠点(県庁舎等)等の建築物について、今年度策定する「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、着実に耐震化を進めていく予定である。

現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化



広島県耐震改修促進計画に基づく取組

多数の者が利用する建築物等	(1) 市町の補助制度の継続、創設の促進 目指す姿/目標 耐震改修: R12までに100% (該当棟数:約2,700)
大規模建築物※1	(4) 耐震化状況の公表による促進 耐震診断※2: H27.12月までに100% 一達成 耐震改修: R2までに100% (該当棟数:265)
避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)	(5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進 耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数:265)
防災拠点建築物※3	(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 広域緊急輸送道路を指定し義務付け 耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数:265)
	(7) 民間建築物の耐震化促進 ① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進 耐震診断※2: H29までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数:848)
	(8) 耐震化状況の公表による促進 耐震診断※2: H29までに100% 一達成(解体予定の3棟除く) (該当棟数:848)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法、又は、広島県耐震改修促進計画により、所有者に対して耐震診断の実施を義務づけたもの

※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

課題

- 令和3年度以降も、災害対策拠点（県庁舎等）について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

参考 拠点制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度※3	課題等	R2予算等の状況
		対象棟数	耐震改修未実施			
多数の者が利用する建築物	大規模建築物※1	265	53	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ <u>財政措置の拡充 (特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ)</u>	防災・安全交付金 R2: 10,388億 ※5 (対前年度比100%)
	広域緊急輸送道路沿道建築物	265	約230	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~	○耐震化への意識不足 ⇒ <u>地方に加え国においても 啓発強化</u>	耐震対策緊急促進事業 R2: 114億 (対前年度比95%)
	防災拠点建築物※2	848	62	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
保育所	公立	220	139	なし	<u>財政措置の充実が必要</u>	—
	私立	109	79	国1/2 地方1/4	(保育所等整備交付金)	R2: 787億 ※5 (対前年度比121%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国1/2 地方1/4 ※4	<u>財政措置の充実が必要</u>	R2: 994億 ※5 (対前年度比119%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において、外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう、必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)を講じること。

例

 - ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
 - ・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている、厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について、地方公共団体との共有が可能となる措置を図り、地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)
 - " の事業所規模
 - " の国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
 - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

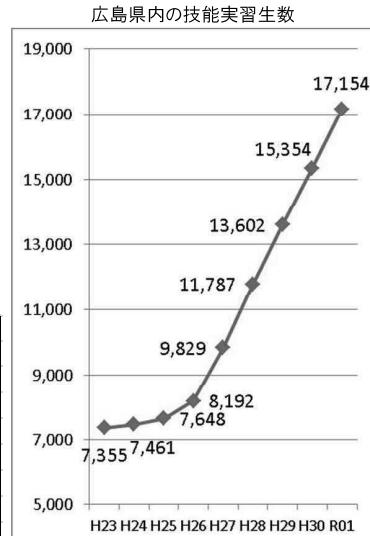
現状／広島県の取組

- 県内では、中小企業を中心に、あらゆる業種で厳しい人手不足に直面しており、技能実習生など外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・有効求人倍率(R01平均)は、2.05倍(全国2位)
 - ・外国人雇用事業所の6割は規模30人未満の事業所であり、100人未満の事業所を含めると8割に達する。
 - ・県内の外国人労働者のうち、技能実習生が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍(17,154人、全国4位(R01))に達している。

広島県内の外国人労働者雇用事業所の状況

単位:事業所数・人・%

事業所規模	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比	一事業所当たりの外国人労働者数
30人未満	3,013	60.9%	11,981	32.7%	4.0
30～99人	994	20.1%	7,799	21.3%	7.8
100～499人	598	12.1%	9,718	26.5%	16.3
500人以上	152	3.1%	6,469	17.7%	42.6
不明	190	3.8%	640	1.7%	3.4
計	4,947	100.0%	36,607	100.0%	7.4



- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営

(交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)

(交付対象)全地方公共団体

(補助率、限度額)整備…10分の10、外国人住民数に応じ200～1,000万円

運営…2分の1、外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については、地方交付税措置あり)

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)

(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)

(交付対象)都道府県、政令指定都市など

(補助率、補助額)2分の1、上限なし(地方負担について、地方交付税措置なし)

- 外国人材就労意識調査(令和2年3月)

生活上の課題

- ①日本語(方言)がわからない
- ②地域の日本人と日本語でのコミュニケーションが取れない
- ③病院でことばが通じない、災害時にどうしたらしいのかわからないなど

課題

● 特定制度の円滑な運用

- ・業界団体からの要望があり、また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な14分野に含まれていないため、対応ができていない。
- ・企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況、登録支援機関の登録状況、在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。また、企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続きのための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。

● 生活者としての外国人が暮らすための環境整備

外国人が安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。

また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音被害解消に向けた学校等の防音対策など必要な措置を講じること
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること
例)・ 米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、訓練空域下の自治体への交付金の創設
 - ・ 米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設(再編交付金の拡充)
 - ・ 学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30~23:00)を厳守すること

【提案先省庁：外務省、防衛省】

4 安全・安心な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐完了(H30. 3) により騒音被害が拡大しかしながら、訓練区域を有する自治体が騒音被害対策を行うための財政措置はない
・航空機騒音(70dB以上)の発生状況

	平成29年度		令和元年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)	3,872回		6,386回	2,514回 (1.6倍)
(主な地点)				
岩国飛行場周辺	大竹市 阿多田島	2,322回	3,922回	1,600回 (1.7倍)
訓練空域下	北広島町 西八幡原	697回	875回	178回 (1.3倍)

- 国の助成金の交付基準が地域の実情にそぐわない

・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管：防衛省) 障害防止工事に対する助成(自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に対する学校・病院等の防音)
(交付対象) 地方公共団体
(対象施設) 学校、病院、診療所等
(補助基準) 学校の場合 : 70dB以上の音響が10回以上 又は80dB以上の音響が5回以上ある授業単位時間(50分)が、1週間の総時間の20%以上あること (補助率) 10/10

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の経済的影響も踏まえて地方税収の動向を的確に反映し、令和3年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 防災・減災対策の推進

県土強靭化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の延長など地方財政措置の拡充を図ること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

現状及び課題

- 令和2年度地方財政計画においては、前年度を上回る63.4兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

◆一般財源総額

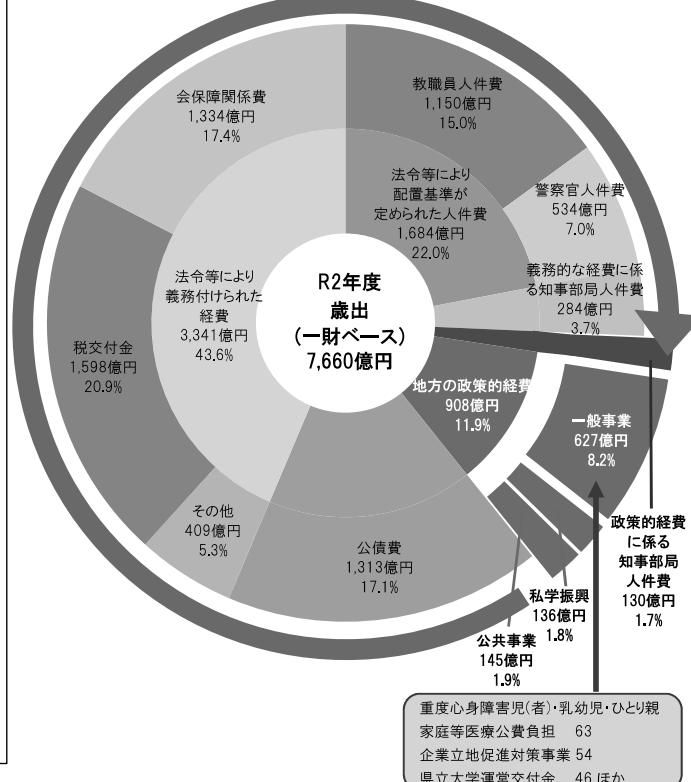
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2地方財政計画	63.4兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
前年度比	+0.7兆円	+0.4兆円	+0.4兆円	▲0.1兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆905億円(R2年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,660億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16~18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時に基金残高は急減したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和2年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで多額の基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

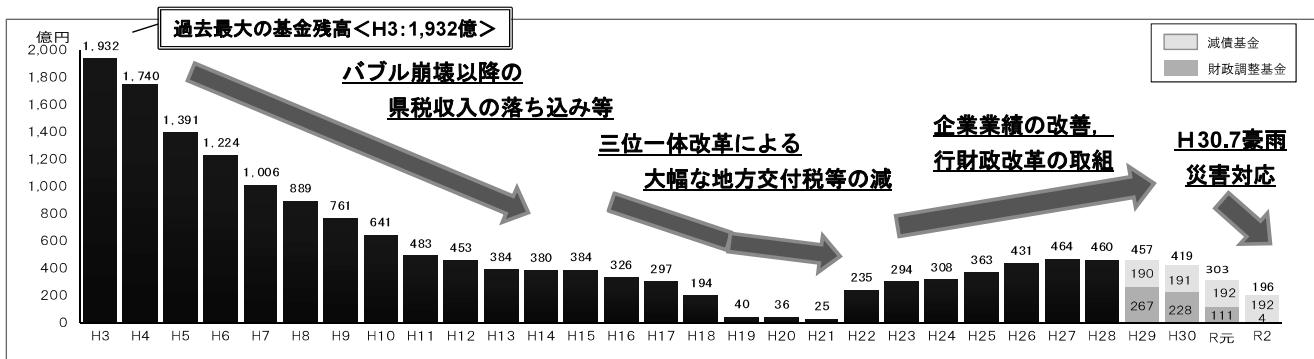
課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻り出してきたものであるが、まさに、平成30年7月豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のこと。広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、H30年度までは決算額、R元年度はR元年度3月補正予算後の見込み、R2年度はR2年度4月補正予算後の見込み。